

九州大学情報統括本部 MATLAB Campus-Wide License 利用規程

令和4年度九大規程第108号

制定：令和5年3月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学情報統括本部において締結する包括ライセンス契約「MATLAB Campus-Wide License」(以下「CWL」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 CWLは、九州大学(以下「本学」という。)における教育研究を目的としたものに限り利用するものとする。

(利用資格)

第3条 CWLを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の役員及び職員
- (2) 本学の学部学生、大学院生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、専修生及び特別研究学生(以下「学生」という。)
- (3) その他情報統括本部長(以下「本部長」という。)が適当と認めた者

2 CWLの利用に当たっては、大学又は利用者が所有する電子計算機を用いるものとする。

(利用手続)

第4条 CWLを利用する者(以下「利用者」という。)は、情報統括本部ウェブサイトから、所定の手続きを行う。

(利用料)

第5条 利用者(学生を除く。)は、別表に掲げる利用料を負担しなければならない。

(徴収方法)

第6条 前条に規定する利用料は、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込により、所定の期日までに支払わなければならない。

2 既納の利用料は、原則として返還しない。

(利用停止)

第7条 利用者は、第3条各号に該当しなくなった場合は、当該利用者が利用する電子計算機に導入したCWLに係るソフトウェアを直ちに削除しなければならない。

(適正利用)

第8条 利用者は、CWLの利用に当たっては、CWLに係るソフトウェア利用許諾契約等の利用規約(以下「利用規約」という。)を遵守し、適正に利用しなければならない。

2 本部長は、利用者が利用規約、関係法令及び本学の諸規則に違反したとき、又はCWLの管理上支障があると認めたときは、利用停止等の措置を取ることができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、CWLの利用に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

CWL 利用ライセンス	利用料 (1事業年度当たり)
Campus-Wide License Full Suite	60,000 円